

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力向上を図るため、家庭用防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、家庭用防犯カメラとは、自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入盗等の犯罪を未然に防止するために屋外（共同住宅にあっては、屋内の共用部分を含む。）に常設する撮影装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、家庭用防犯カメラを設置する市内の自宅等に居住している、又は居住する予定であるもの
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本人又は同一世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 申請の前年度までの市税の滞納がないこと。
- (5) 本人が、自宅等を所有していない場合は、家庭用防犯カメラの設置について、自宅等の所有者の同意を得ていること。

(補助対象となる家庭用防犯カメラ)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、補助対象者が自宅等の敷地内に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自宅等の屋外を継続して撮影するものとし、撮影した画像又は映像を常時記録する機能を備えたもの
- (2) 賃貸借によって設置していないもの
- (3) 交付決定年度の12月末までに設置が完了するもの

- (4) 未使用品であること
- (5) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度による補助を受けた、又は受ける予定のものではないこと
- (6) 前5号に掲げるもののほか市長が適当と認めるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防犯カメラの設置に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭用防犯カメラ及び画像データ保存装置等家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器の購入に係る費用
- (2) 家庭用防犯カメラ及び前号の機器の設置工事に係る費用
- (3) その他前2号に関する経費で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 画像データを保存し、又は表示するためのスマートフォン、タブレット、モニターその他の家庭用防犯カメラと一体的でない機器の購入に係る費用
- (2) 家庭用防犯カメラ等の保守点検の費用
- (3) 既設防犯カメラの処分、撤去、移設等その他維持管理等に係る費用
- (4) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で2万円を限度とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助金の交付は、自宅等一戸につき1回限りとする。ただし、多世帯住宅等、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラ等の設置に係る見積書、内訳が分かる明細等の写し
- (2) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類等の写し
- (3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真
- (4) 家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（自宅等の所有者以外の者が申請

する場合に限る。)(様式第3号)

(6) 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類)の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付決定が行われるまでは、家庭用防犯カメラの購入及び設置工事に着手しないものとする。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、必要に応じて現地調査等を実施し、その適否を決定し、適当と認めたときは春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めたときは春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、当該交付決定に係る設置計画(以下「計画」という。)の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、速やかに春日部市家庭用防犯カメラ設置計画変更等承認申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、前条の規定により通知した交付決定額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

(変更又は中止の承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止を承認するか否かを決定し、春日部市家庭用防犯カメラ設置計画変更等(承認・不承認)通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、家庭用防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の1月末日のいずれか早い日までに、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 家庭用防犯カメラの設置に係る領収書、内訳がわかる明細書の写し

(2) 設置した家庭用防犯カメラの位置図及び設置後の現況写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、必要に応じて現地調査等を実施し、その適否を決定し、補助金の額を確定し、適当と認めたときは春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付確定額は、第8条の規定により通知した交付決定額以下とする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第8条の規定による補助金の交付決定前に家庭用防犯カメラを設置したとき。

(2) 家庭用防犯カメラの設置を中止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前3号のほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しがあったときは、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）
春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日
春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。
当該補助金の審査に当たり、世帯状況及び私の市税の納付状況について、関係する担当課に照会することに同意します。また、私は暴力団員ではありません。市長が必要と認める場合は、警察に照会することに同意します。

家庭用防犯カメラ設置計画

設置場所	☐ 申請者住所と同じ
設置する建物の所有者	☐ 申請者と同じ 所有者： 住 所：
家庭用防犯カメラの商品名・製品番号	
設置予定年月日	年 月 日
補助対象経費	_____円（税抜き）
交付申請額	_____円 ※補助対象経費の 2 分の 1（上限 20,000 円）で 1,000 円未満切捨てです。
添付書類	確認の上、 ☐ に✓をつけてください ☐ 家庭用防犯カメラ等の設置に係る見積書、内訳が分かる明細等の写し ☐ 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類等の写し ☐ 設置場所の現況写真 ☐ 家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第 2 号） ☐ 家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（様式第 3 号）（自宅等の所有者以外の者が申請する場合に限る。） ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

※個人情報、補助金の交付手続き以外に使用することはありません。

様式第2号（第7条関係）

家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書

- 1 私又は同一世帯に属する者は、この要綱による補助金の交付を受けていません。
- 2 私又は同一世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 私は、地方税法の規定による前年度までの本市の市民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の滞納はありません。
- 4 私は、春日部市から要綱第8条に規定する補助金の交付決定が行われるまでは、家庭用防犯カメラの購入及び設置工事に着手しません。
- 5 補助金は、申請時における交付決定額以内であることに同意します。
- 6 撮影したデータ及び撮影したデータから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。また、次の場合は、捜査機関への情報の提供に応じます。
 - (1) 市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - (2) 法令に基づく手続により捜査機関から照会等を受けた場合
- 7 設置する家庭用防犯カメラは、転売・譲渡等を目的としたものではありません。
- 8 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して、苦情や問い合わせを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときは、責任をもって解決にあたります。
- 9 春日部市防犯カメラの運用等に関するガイドラインを遵守します。

春日部市長 あて

年 月 日

氏名(署名)_____

様式第3号（第7条関係）

家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書

私が所有する春日部市の建物について、当該住宅を使用する氏が防犯カメラ等の設置(工事を含む)をすることに同意します。

春日部市長 あて

年 月 日

(建物所有者)

住 所 :

氏名(署名) :

連 絡 先 :

様式第 4 号（第 8 条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定となりましたので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

様式第 5 号（第 8 条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり
不交付と決定しましたので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 8 条の規
定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置計画変更等承認申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒

春日部市

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金に係る家庭用防犯カメラの設置計画を変更又は中止したいので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 申請事由 （計画の変更・計画の中止）

2 変更・中止理由

※製品の変更の場合は、見積書を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置計画変更等（承認・不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の設置計画の変更又は中止申請については、下記のとおり決定となりましたので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 計画の変更又は中止について 承認・不承認
変更又は中止内容
条件

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金実績報告書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金に係る家庭用防犯カメラの設置について、設置が完了したので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、以下のとおり報告します。

設置場所	☐ 申請者住所と同じ
設置する建物の所有者	☐ 申請者と同じ 所有者： 住 所：
家庭用防犯カメラの商品名・製品番号	
設置年月日	年 月 日
補助対象経費精算額	_____円
交付決定額	_____円
添付書類	確認の上✓をつけてください ☐ 家庭用防犯カメラの設置に係る領収書、内訳がわかる明細書の写し ☐ 設置した家庭用防犯カメラの位置図及び設置後の現況写真

※個人情報、補助金の交付手続き以外に使用することはありません。

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定となりましたので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付請求書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所 〒
春日部市
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号 ()

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求
します。

記

交付確定通知 年 月 日	年 月 日
補助金交付 確定額	円
交付請求額	円
補助金の振込先	銀行（信用金庫・農協）店
	口座番号
	預金種別 ☐ 普通 ☐ 当座
	フリガナ
	口座名義

※口座は交付決定者と同一名義のものに限ります。
※振込先口座が分かる書類（通帳など）のコピーやインターネットバンクの取引
画面などをスクリーンショットして印刷したものを添付してください。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで交付決定した補助金については、下記のとおり取り消しましたので、春日部市家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

1 取消理由